

## 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例

沖縄県行政機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（福祉事務所）」に改め、同条第1項中「及び保健」を削り、「福祉保健所」を「福祉事務所」に改め、同条第2項の表以外の部分中「福祉保健所」を「福祉事務所」に改め、同項の表中「沖縄県北部福祉保健所」を「沖縄県北部福祉事務所」に、「沖縄県中部福祉保健所」を「沖縄県中部福祉事務所」に、「沖縄県南部福祉保健所」を「沖縄県南部福祉事務所」に、「沖縄県宮古福祉保健所」を「沖縄県宮古福祉事務所」に、「沖縄県八重山福祉保健所」を「沖縄県八重山福祉事務所」に改め、同条第3項中「福祉保健所を」を「福祉事務所を」に、「各福祉保健所」を「各福祉事務所」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

2 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「福祉保健所」を「福祉事務所」に改める。

平成27年11月25日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

福祉及び保健行政の効率的な業務執行体制の構築等を図るためには、福祉保健所に併置している保健所の機能を分離する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。